

愛南町木造住宅 耐震診断・耐震改修等補助事業 のご案内

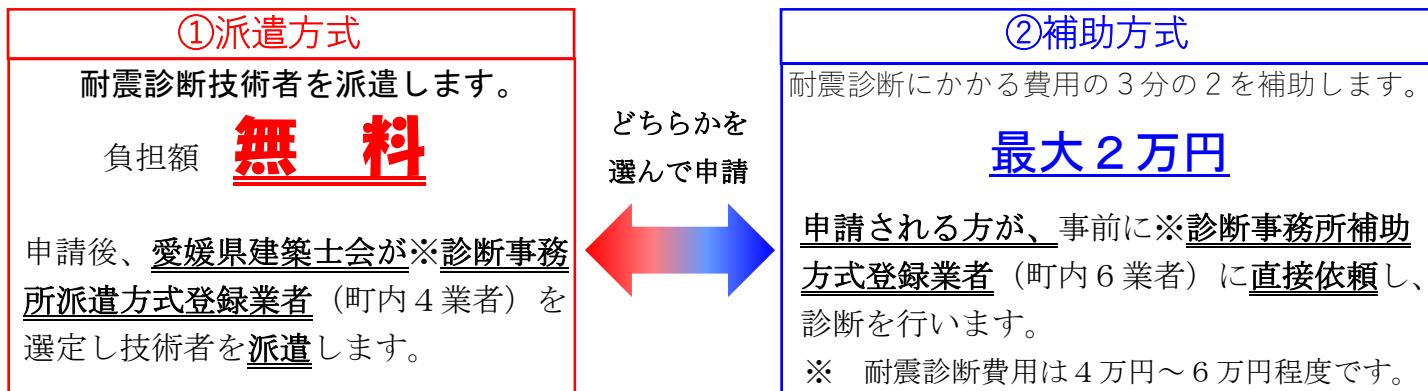
愛南町では、地震に対する住宅の安全性を高めるため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる 住宅	☆ 町内の昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅。 ☆ 階数が2階以下で延べ床面積が500m ² 以下のもの。 ☆ 店舗など住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の面積が半分を超えていること。 ☆ 枠組み壁工法など特別な認定を受けた工法以外のもの。
補助対象者	★ 対象住宅の所有者であること。 ★ 町税等を滞納していないこと。 ★ 以前に愛南町木造住宅耐震診断補助金の申請をしていないこと。



STEP1【耐震診断】

- 耐震診断の補助金を受ける方は、①派遣方式又は、②補助方式のどちらかを選んで事前に申請していただく必要があります。



STEP2【耐震改修設計】

- 耐震改修設計にかかる費用を補助します。 **最大30万円**

STEP3【耐震改修工事】

① 耐震改修工事にかかる費用を補助します。	最大120万円
② 段階的改修工事にかかる費用を補助します。	最大50万円
③ 耐震シェルター設置工事にかかる費用を補助します。	最大40万円
◎ 同一建築物に対する①～③までの補助金額の合計	最大120万円
④ 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、耐震シェルターセット工事監理にかかる費用を補助します。	最大4万円

※ その他、ブロック塀等の除却・新設工事についても補助制度があります。

注意事項

- 注1 STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事の申請をする場合は、**事前にSTEP1 耐震診断を済ませておく必要があります。**
- 注2 STEP1 耐震診断・STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事は、**それぞれ事前に申請をしていただく必要があります。**

※ご不明な点がございましたら、愛南町消防本部防災対策課までお問い合わせください。